

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きる翌日が休日)
に当そ

鳥取県告示第一百一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、岩美町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年二月七日

鳥取県知事 平林鴻三

新たに生じた土地の位置(昭和五十二年九月一日現在
新地番による。)

新たに生じた土地の面積
平方メートル

森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令の一部改正
(二件)

土地改良事業計画の適否の決定(三件)

土地改良事業の認可(六件)

土地改良法による換地計画の適否の決定

開発行為に関する工事の完了(三件)

鳥取県知事選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録
資格の決定の基準となる日等
鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の
補欠選挙の期日

鳥取県告示第一百二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年二月七日

鳥取県知事 平林鴻三

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十二年九月一日現在の地番による。）
大字田後	大字田後字才谷東側の全域並びに字才谷東側一ノ一、一ノ四、二ノ一、二ノ三、三ノ五、四ノ一八及びこれらと一体をなす国有地の地先一、四三五・三八平方メートル
大字田後	大字田後字才谷西側三四ノ二、三四ノ五、三四ノ一七、三七ノ一、三七ノ三、三七ノ四、三七ノ五、三七ノ七、三九ノ一、三九ノ四、三九ノ五及びこれらと一体をなす国有地の地先一、一五四・九八平方メートル
大字田後	大字田後字向山北側の全域並びに字向山北側四五ノ一、六四一及びこれらと一体をなす国有地の地先六三七・七〇平方メートル
大字田後	大字田後字東屋敷の全域並びに字東屋敷六九ノ一、七〇及びこれらと一体をなす国有地の地先四七八・七〇平方メートル
大字田後	大字田後字日和山の全域並びに字日和山五六〇の地先三、〇三一・九七平方メートル

る松くい虫の駆除命令について）の一部を次のように改正する。

昭和五十三年二月七日

一の〔〕中「二月二十八日」を「三月三十一日」に改める。

鳥取県告示第百四号

昭和五十二年十一月鳥取県告示第九百十七号（森林病害虫等防除法による松くい虫の駆除命令について）の一部を次のように改正する。

昭和五十三年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一の〔〕中「二月二十八日」を「三月三十一日」に改める。

鳥取県告示第百五号

昭和五十二年九月二十日付けで船岡町から申請のあつた土地改良（上野地区は場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）、第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年二月八日から三十日間

鳥取県告示第百三号

昭和五十二年十月鳥取県告示第七百九十四号（森林病害虫等防除法によ

三 縦覧に供する場所

船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六号

昭和五十三年一月六日付けで大栄町から申請のあつた土地改良（向畠地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し二 縦覧に供する期間
昭和五十三年二月八日から二十日間三 縦覧に供する場所
倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（桜地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百八号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

鳥取県告示第百九号

米子市から申請のあつた市営土地改良（日下地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百十号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（早田地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百十一号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（上阿賀地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百十二号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（福岡地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百十三号

北条町から申請のあつた町営土地改良（一の崎地区農業用用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年二月一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百十四号

昭和五十三年一月十三日付けで東郷町から申請のあつた田畠地区の換地計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

5 昭和53年2月7日 火曜日

鳥取県公報

- 一　縦覧に供する書類
　　換地計画書の写し
- 二　縦覧に供する期間
　　昭和五十三年二月八日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
　　東郷町役場
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一　開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年九月二日　鳥取県指令受都計第九十七号

二　開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市海田西町字唐樋、字芝場及び字上莊子田

三　開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市海田西町字唐樋、字芝場及び字上莊子田
倉吉市
倉吉市長 小谷善高**鳥取県告示第百十七号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十三年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一　開発許可の年月日及び番号

昭和五十二年六月二十三日　鳥取県指令受都計第九十六号

二　開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市上井字外下河原

三　開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市葵町七二二番地

倉吉市長 小谷善高

二 開発区域に含まれる地域の名称
倉吉市上井字柳原、字内中島及び字土手藪
開発許可を受けた者の住所及び氏名
倉吉市葵町七二二番地

倉吉市
倉吉市長 小谷善高

鳥取県告示第百十八号
土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第十九条の規定に基づき、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の補欠選挙の期日を昭和五十三年五月七日と定めた。

昭和五十三年二月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

昭和五十三年三月十九日執行予定の鳥取県知事選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年二月七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】

一 被登録資格の決定の基準となる日
昭和五十三年二月二十一日
ただし、年齢については、昭和五十三年三月十九日を基準日とする。
二 登録を行う日
昭和五十三年二月二十一日
三 縦覧に供する期間
昭和五十三年二月二十二日及び同月二十三日